

訪問看護ステーションかがやき 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団明生会が開設する訪問看護ステーションかがやき(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員(以下「看護師等」という)が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の提供を必要と認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
二、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションかがやき
- ② 所在地 千葉県若葉区小倉台 2-12-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 看護師 1名
 1. 管理者はステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに掛かる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護師等 看護師及び准看護師 2.5名以上
(常勤職員 2名以上、内 1名は管理者と兼務、非常勤職員 1名以上)
 1. 看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名(非常勤職員)
 1. 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 一、指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）の額とし、法定代受領の場合はその額の自己負担相当額とする。

二、事業の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

- ① ステーションの通常の実施地域を越えた地点から20キロメートル未満 200円
- ② ステーションの通常の実施地域を越えた地点から20キロメートル以上 300円

三、死後の処置料は1000円とする。

四、前二項の費用の支払いを受けるときは、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明を行ったうえで、支払いに同意する旨の文書に署名をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は千葉市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 一、看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

二、看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 訪問看護ステーションは、虐待の発生またはその押発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①訪問看護ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ること。

②訪問看護ステーションにおける虐待防止のための指針を整備すること。

③訪問看護ステーションにおいて、看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第11条 一、ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二、ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三、ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(苦情処理)

第12条 一、ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

二、ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、

介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

三、ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第13条 一、ステーションは適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

二、ステーションは、看護師等が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 一、訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、勤務体制を整備する。

二、従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

三、ステーションは、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四、訪問看護ステーションは正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

五、この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は医療法人社団明生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成19年1月1日より施行する。

附則

この規程は、平成20年1月1日より施行する。

附則

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。